

## 埼玉県国民健康保険運営方針（抜粋）

### (3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

#### 財政健全化について

国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要があります。  
国においても、解消・削減すべき赤字の範囲を明確にし、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するものとされています。

#### 解消・削減すべき赤字等の定義について

##### (1) 解消・削減すべき赤字の定義について

解消・削減すべき赤字額は、国と同様に「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る）」の合算額とします。

ア 決算補填等目的の法定外一般会計繰入額は、次の法定外一般会計繰入の分類のうち①をいいます。

#### 法定外一般会計繰入の分類

##### ①決算補填等目的

- 決算補填目的のもの
  - ・保険税の収納不足のため
  - ・医療費の増加【※ 1】
- 保険者の政策によるもの
  - ・保険税の負担緩和を図るため  
(前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分を含む。)
  - ・任意給付に充てるため
- 過年度の赤字によるもの
  - ・累積赤字補填のため
  - ・公債費、借入金利息

##### ②決算補填等以外の目的

- ・保険税の減免額に充てるため
- ・地方独自事業の波及増補填等
- ・保健事業費に充てるため
- ・直営診療施設に充てるため
- ・基金積立
- ・返済金
- ・その他（事務費、地単事業、健康管理センター等施設管理費・運営費、震災の影響によるもの等）

※ 1：平成 30 年度からは財政安定化基金で対応するため発生しない。

#### イ 繰上充用金の増加額について

- ・ 平成30年度以降に繰上充用金の増加が起こった場合、その増加部分については解消・削減すべき赤字となります。

#### (2) 赤字市町村について

次のいずれかに該当する市町村を赤字市町村とします。

- ① 平成28年度決算で「解消・削減すべき赤字」が発生した市町村であって平成30年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村
- ② 平成29年度以降、実績額として「解消・削減すべき赤字」が発生した場合であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村

### 赤字解消・削減のための取組について

- ・ 赤字市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等により、できる限り赤字の解消・削減を図ります。
- ・ 県は、赤字解消計画に基づいて赤字の解消・削減を進める市町村を保険者努力支援制度等を活用し支援します。

### 目標年次の設定

#### (1) 赤字解消・削減の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、平成35年度までの6年以内に赤字を解消する段階的な目標を設定することとします。

ただし、6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とします。

#### (2) 収支計画

赤字市町村以外の市町村は、収支計画書を作成し、医療費適正化対策や収納対策等、必要な対策に取り組みながら健全な国保運営を推進します。